

平成30年第7回笠間市教育委員会定例会議事録

1. 招集日時 平成30年7月24日(火) 午後4時00分開議
2. 招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室
3. 議事録署名人 梅里節子
4. 出席者 教育長  
教育委員 4名  
事務局 12名
5. 傍聴人 なし
6. 提出された議題(議事) 以下のとおり
7. 会議の概要
  - (1) 開会  
今泉教育長 午後4時00分開会を宣す。
  - (2) 議事録署名人の指名  
今泉教育長 梅里委員を指名する。
  - (3) 教育長の報告  
今泉教育長 別紙により教育長事務報告をする。  
  
今泉教育長 教育長の事務報告が終わりました。委員の意見を求めます。  
  
各委員 (特になしの声)  
  
今泉教育長 それでは、教育長の報告については、以上のとおりとします。
  - (4) 議事  
今泉教育長 それでは、議事に入ります。「報告第11号 専決処分の承認を求めることについて」学務課長より説明を求めます。  
  
事務局 「報告第11号専決処分の承認を求めることについて」ご説明をいたします。  
今回、平成30年度笠間市一般会計補正予算第2号について、笠間

市教育委員会事務専決規程第2条第1項の規定により専決処分をしましたので報告し承認を求めるとのことでございます。

資料の8ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正は、歳出予算で小学校費中学校費とも安全工事費としてブロック塀等の撤去と代替フェンスの設置にかかわる工事費を専決したものでございます。

経過につきましては、6月18日の大阪高槻市の小学校で起きた事件事故を受けまして、本市では6月19日と20日に教職員と市職員による緊急点検を行いました。

そして、老朽化などで岩間第一小、友部小、友部中の三校で対策が必要と判断しました。

その後6月21日から6月28日にかけては、一級建築士による調査点検を行い、新たに稲田小、宍戸小、岩間第二小、笠間中の4校で対策が必要と判断しました。

そして、7月12日に対策に必要な予算を専決したものでございます。

これら7校の状況のわかる写真がですね、お手元の写真ですね。

別紙にあるかと思いますが、小学校では、稲田小、宍戸小、友部小、岩間第一小、裏面にいって、岩間第二小、中学校では、笠間中、友部中の建築基準法不適合または劣化状況の激しいブロック塀を今回撤去しまして、新たにフェンスやネットフェンスを設置するものでございます。

なお、工事は既に発注をしておりますが、現在、資材不足のためですね、工事完了は9月末ぐらいを予定しているところでございます。

説明は以上です。

今泉教育長 只今、学務課長より説明がございましたが、「専決処分の承認を求めることについて」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

梅里委員 今回のこの工事にかかる歳入の補正額 5,520 万となっておりますが、安全工事だけだと 3,200 万余りですね。ブロック塀対策の他にも、今回の補正で何か対策をする予定ということでしょうか。

事務局 今回ですね、こちらにありますのは教育委員会関係の予算だけを歳出予算として出ておりますので、ほかの部局においてもですね、今回補正をする予算がありますので、歳入の方は確かに今梅里委員が言ったように 5,500 万なんですけど、教育委員会としてはそのうちの 3,000 万なのがですね、使うということになります。

事務局 　　他の差額につきましては、市民税とかですね、そういった還付金の補正ということで、計上されています。

今泉教育長 　　はい、ありがとうございます。  
その他ご意見等ありましたらお願いいたします。

永井委員 　　ブロック塀のことなんですけれども、大阪の事例では、その学校があるときに安全点検をしたときに既に危険性が指摘されていたというニュースがあったと思うんですね。

　　そういうことも今までこの笠間の小中学校ですね、あらかじめ何らかの安全点検があったのか、あるいは今回こういう事例を受けて調べてみたら分かったということなのか、以前にこの危険性が指摘されていましたかということなんです。

事務局 　　実はですね、今回点検してみて初めてわかったっていうのが現状でございます。

　　ただ3年に一度ですね、法定点検がございまして、笠間市では校舎なんかは3年に一度点検をしなくちゃいけない、建築基準法の法定点検といまして、それをやる項目の中に、本来このブロック塀等も入ってるんですが、一級建築士の認識不足といいますか実際には、やってないというのが現状でございます。

今泉教育長 　　他にご意見ありますでしょうか。

梅里委員 　　先ほどの話で、工事が9月末までかかってしまうということですが、この夏休みの間は、塀が取り外された状態であるとか、実際はどういう状況になるのでしょうか。

事務局 　　基本的にはですね、危険防止とかそういったものを対策をするだけが現状で実際資材が入ってからの工事になりますので、夏休みの場合は各学校で例えばその子供会とか、あるいは児童クラブで使う場合があるかと思いますが、危険防止をおこない使用いただくことになるかと思えます。

今泉教育長 　　ご意見他にはよろしいでしょうか。

各委員 　　(特になしの声)

今泉教育長 　　それでは、採決に入りますが、原案のとおり承認することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「報告第11号 専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第19号 笠間市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」学務課長より説明を求めます。

事務局 「議案第19号笠間市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」ご説明をいたします。

本案は、オリンピック・パラリンピック推進室の設置に伴い規則の一部を改正するため提出するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明をしますので、11ページをお開きいただきたいと思います。

現在、スポーツ振興課には課内室としまして、国体推進室がございりますが、今回新たにオリンピック・パラリンピック推進室を加えるものでございます。

また、事務分掌としまして、次のページに、東京オリンピック・パラリンピックに関することとありますが、主に、本年8月からエチオピア出身のスポーツ国際交流員を配置しまして、ホストタウン事業やキャンプ地誘致の推進などを行うものでございます。

なお、附則としまして、この規則は平成30年8月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

今泉教育長 只今、事務局より説明がございましたが、「笠間市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり承認することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第19号 笠間市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第20号 笠間市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について」学務課長より説明を求めます。

学務課長 説明に入る前に申しわけありませんが資料の方の訂正をお願いしたいと思います。

13ページの議案名の訂正になります。

「笠間市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱について」と書いてございますが、これをですね、「笠間市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について」ということで訂正をお願いしたいと思います。

それでは、議案第20号についてご説明をいたします。

この要綱は私立幼稚園の設置者が入園料及び保育料を減免する場合に、補助金の交付について定めたもので、本案は、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明をいたしますので、15ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正点は、15ページから16ページにかけて、6階層ございます世帯区分のうち、④当該年度に納付すべき市民税の所得割額が7万7,100円以下の世帯において、保育料等の補助限度額を増額するもので、いわゆる子育て世代保護者の負担軽減を図るものでございます。

補助限度額につきましては、表に記載のとおり、13万9,200円を18万7,200円に、22万3,000円を24万7,700円に、増額するものでございます。

なお、14ページの附則で、告示日は本日、議決をいただければ本日7月24日から施行しまして、この告示による改正後の笠間市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、さかのぼって平成30年4月1日から適用をするものでございます。

説明は以上です。

今泉教育長 只今、学務課長より説明がございましたが、「笠間市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

永井委員 この区分に該当する子どもの数っていうのはおよそ何人ぐらいでしょうか。

事務局 今のご質問なんですけど、実は、この私立幼稚園の就園奨励費の補助金交付要綱の対象となる児童というのは、笠間市にはございません。

いないんです。

いないんですが、というのは、私立幼稚園の旧制度、いわゆる子ども子育て新制度に移行していない私立幼稚園に行ってる子どもが今回は対象になる補助事業なんです。

ほとんどの私立幼稚園というのは、新しい新制度に移行している私立幼稚園がほとんどでありますので、茨城県でも数件残ってるのは県南の方に旧制度の私立幼稚園が残ってるだけでありまして、実際に笠間市の子どもっていうのはもう新しい制度の私立幼稚園の方に通ってしますので、今のご質問で言いますと、この階層で何人ってというのは、いないということになります。

今泉教育長           ほかに何かご意見ありましたらお願いします。

各委員               (特になしの声)

今泉教育長           それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員               (異議なしの声)

今泉教育長           異議なしと認め、「議案第20号 笠間市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について」は、原案のとおり承認いたします。

今泉教育長           続きまして、「議案第21号」は教科書の採択案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、審議を非公開としたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員               (異議なしの声)

今泉教育長           それでは、異議なしと認め、「議案第21号」を非公開といたします。

**【議案第21号】(非公開)**

今泉教育長           それでは、非公開の案件が終了しましたので会議の非公開を解除いたします。

今泉教育長           以上で全ての議事が終了いたしました。

(5) その他           なし

(6) 閉会

今泉教育長 午後4時50分閉会を宣す。

8. 議決事項

報告第11号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第19号	笠間市教育委員会事務局組織規則の一部改正について	可決
議案第20号	笠間市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について	可決
議案第21号	平成31年度小・中・義務教育学校において使用する教科用図書並びに小・中・義務教育学校特別支援学級（知的障害）において使用する教科用図書の採択について	可決

追 記

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令で定める採択期間（平成30年8月31日まで）満了に伴い、「議案第21号 平成31年度小・中・義務教育学校において使用する教科用図書並びに小・中・義務教育学校特別支援学級（知的障害）において使用する教科用図書の採択について」に関する議事を以下のとおり公表します。

平成30年9月1日

今泉教育長 それでは「議案第21号 平成31年度小・中・義務教育学校において使用する教科用図書並びに小・中・義務教育学校特別支援学級（知的障害）において使用する教科用図書の採択について」学務課長より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

今泉教育長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

鳥羽田委員 確認ですけどもこのA類型、B類型の判断っていうのは、どこでどういうふうになっているものなんでしょうか。

事務局 恐らく先生方はご存じだと思うんですが、一般的にこの障害の程度によりまして軽い方は、この検定の教科書を使って重くなるほどこの星本とかあるいは一般図書使用することになってございます。

本市の場合、この一般図書を使うほどまでの知的の方はこちらかというのと特別支援学校の方に就学指導しているというのが現状でございます。

なので、基本的には学校前のもので、あるいは就学支援委員会とか、ある

いは学校に入ってから就学指導によって分けている部分がございます。

このA、Bになるんですが、実際にうちの方で類型という形で分けているのは、そのAとBになるかと思うんですがその辺の基準というのは、現場のほうはどうなんでしょう。

どういうふうに振り分けているというのはちょっと。

今泉教育長 星本も使っているのかな。

事務局 国語と算数は星本を使ってる方がいるというふうに聞いております。

今泉教育長 ほとんど下学年の。ちょっと十分な答えにちょっと達していないかもしれませんが、もう少しちょっとまた別の機会に、しっかりとすると答えさせていただくということでご了解いただきますでしょうか。

その他ご意見ございますでしょうか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第21号 平成31年度小・中・義務教育学校において使用する教科用図書並びに小・中・義務教育学校特別支援学級（知的障害）において使用する教科用図書の採択について」は、原案のとおり承認いたします。

以上